

NEWS RELEASE

令和5年11月17日

お客さまへ

株式会社 栃木銀行
取締役頭取 黒本 淳之介

「人生100年時代に備える認知症対策セミナー」の開催について

株式会社 栃木銀行（取締役頭取 黒本 淳之介）は、高齢社会におけるお客様の資産管理・承継対策を支援するため、「人生100年時代に備える認知症対策セミナー」を下記のとおり開催しますので、お知らせいたします。

急速な高齢化の進展に伴い、認知症の発症リスクは年々増加傾向にあり、高齢者の方々を中心に老後の資産管理に対する関心は高まっております。

本セミナーでは、認知症に備えた対策の必要性、民事信託を活用した資産管理方法等について具体的な事例を交えわかりやすく解説いたします。

当行は今後も、お客様の様々な困りごとにワンストップで対応できる「お客様サポート体制」を確立し、ライフステージやライフプランに寄り添った支援を通じてお客様の課題解決に取り組んでまいります。

記

開催地	日時	会場	定員（先着順）
宇都宮市	令和5年11月29日（水） 15:00～16:30	宇都宮東支店 栃木県宇都宮市宿郷 3-2-12	20名
小山市	令和5年12月6日（水） 15:00～16:30	小山東支店 栃木県小山市駅南町 4-13-20	20名
越谷市	令和5年12月7日（木） 15:00～16:30	蒲生西支店 埼玉県越谷市南越谷 5-16-17	20名

～各会場共通～

テーマ	人生100年時代に備える認知症対策～民事信託の活用～
講師	民事信託士 高橋 宏治先生
参加費	無料
お申込方法	直接お電話でお申込いただくか、栃木銀行の窓口でお申込ください 栃木銀行金融サービス部フリーダイヤル 0120-630-521

以上

NEWS RELEASE

【民事信託のご留意事項】

- ・民事信託口座作成、民事信託融資実行において、民事信託契約書の作成を行うのは専門家（司法書士・弁護士）であり、当行がこれを行うものではありません。法務上の取扱いについては、専門家（司法書士・弁護士）へご相談のうえ行っていただきますようお願いいたします。
- ・民事信託契約書等の内容について、当行は責任を負いません。民事信託契約等の締結等に当たっては、専門家（司法書士・弁護士）へご相談のうえ行っていただきますようお願いいたします。
- ・民事信託契約等の当事者となるのは、お客さま及びお客さまのご家族等であり、当行は当該民事信託契約等の当事者とはなりません。
- ・民事信託契約等の締結後、信託財産の管理・運用・処分等は、民事信託契約等で定められた受託者が行い、当行は信託財産の管理・運用・処分等に関与いたしません。
- ・法令等の改正により変更になる場合がありますので、ご了承ください。
- ・当行所定の手数料及び別途、外部専門家への公正証書作成費用等が必要になります。
- ・口座作成・融資に際し、当行所定の審査がございます。